

参加費
無料

今から備える！インボイス制度対策セミナー

インボイス制度が令和5年10月1日より導入され、今年(令和3年)10月1日より課税事業者(年間の売上高が1,000万円以上の事業者)を対象とした適格請求書発行事業者の登録受付が開始されます。課税事業者の登録は義務化されていますが、インボイス制度が導入されると…



① 適格請求書発行事業者のみ仕入税額控除が認められ、特に免税事業者と取引をしている事業者に大きな影響が予想されます。



② 免税事業者は全国に526万社あると言われており、多くの中小企業組合でも、課税事業者となるか否か、選択を迫れることが予想され、組合員企業・取引先との関係も含めた慎重な判断が求められます。

このセミナーでは、インボイス制度の概要から、制度を導入することのメリット・しないことのデメリット、組合や中小企業が留意すべきこと等をご説明いたします。業種・事業規模問わず影響が予想されますので事前対策として是非ご参加ください。セミナー終了後は個別相談会も実施いたします。

開催日時

令和3年12月2日(木) 14:00~16:00

開催場所

神奈川中小企業センター14階「多目的ホール」(募集定員:40名)
(横浜市中区尾上町五丁目80番地) ★JR関内駅より徒歩約5分

講師

税理士法人湘南 税理士 近藤多賀志 氏

下記の必要事項をご記載の上、11月25日(木)までに
FAX又はメールにてチラシを送付してお申込みください。

FAX: 045-633-5139

申込方法

E-Mail: joho@chuokai-kanagawa.or.jp

なお、ホームページの専用申込フォームからお申込みい【申込フォーム】
ただけます。



企業名		所属組合名	
参加者名			
TEL		FAX	

- ・当日、37.5度以上の熱がある場合や咳、発熱などの風邪の症状がある場合は出席をご遠慮ください。
- ・セミナー時にはマスクの着用と備え付けの消毒液による手指の消毒をお願いします。
- ・お席は充分に間隔をお取りしております。

【お問合せ先】神奈川県中小企業団体中央会 情報調査部 船田

TEL: 045-633-5134 URL: <https://www.chuokai-kanagawa.or.jp/>